

令和5年度第1回母子保健対策小委員会

■ 日 時 令和6年1月15日（月）午後2時～午後2時30分

■ 場 所 オンライン開催

■ 出席者 15人

前垣委員長

岡田・橋田・大谷・岡本・中村・後藤・河上各委員

県家庭支援課：小倉参事監、田村係長、城市保健師

健対協事務局：岡本事務局長、岩垣次長、田中主任、廣瀬主事

報告事項

1. 乳幼児健診に関する国の動き

・令和5年度補正予算1か月健診、5歳児健診の公費負担について
母子保健法で1歳半と3歳児の2回を義務付けたうえで、「3～6か月」「9～11か月」を合わせた計4回は地方交付税措置がなされ、無料で健診を受けられる体制を整えてきた。一方、1か月と5歳児の健診は、独自に健診費用の助成を行う一部自治体を除き、全額自己負担となっていた。国は、新たに1か月と5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備する方針を示した。

実施にあたり、『1か月児及び5歳児健康診査支援事業』実施要項及び健康診査問診票等が示された。

(主な実施内容)

実施主体：市町村。補助率：国1／2、市町村1／2。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、子どもの健康状態や

育児の相談等。

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項、必要に応じ、事後相談等。

県家庭支援課からは、地方交付税措置がなされている上記健診については、県が市町村の委任を受け、県、医師会・助産師会及び国保連合会の3者契約を締結しており、1か月児健診も、契約の中に入れてほしいといったご意見を市町村からいただいている。契約に追加する場合、1か月児健診費用の単価を設定する必要があり、医療機関との合意形成が必要になるため、今後、実施主体となる市町村の意向調査を行った上で、医療機関等のご意見をいただきながら検討していきたいという説明であった。

・母子保健情報のデジタル化について

県家庭支援課より、令和5年3月22日閣議において、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種情報等の母子保健情報については一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォン等で閲

覧可能なほか、転居時の引継ぎも可能となっている。「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」の議論を踏まえ、母子保健情報のデジタル化と利活用を進め、健康管理の充実や母子保健の質の向上等を図ることが決定されている。

令和5年度中に、乳幼児健診・妊婦健診を対象として、マイナンバーカードを活用した母子保健のデジタル化に関する事業を希望する自治体で先行実施すると説明があった。

2. 県内各圏域における健診体制について

県家庭支援課から、以下について説明があった。

市町村において健診医の確保が難しく、市町村単独で健診体制を組むことが難しくなっているという意見があり、県で広域調整をしてほしいといったニーズが寄せられている。

(現状)

- ・米子市では、今まで健診を依頼していた先生が、健診医を退かれることになり、新たな健診医の確保が必要となっている。
- ・小児科医指導の下、内科医に健診医として入っていただいている自治体や、健診医や健診対象者が少ないため、2月に1回実施するなど、回数を減らして実施している自治体もある。
- ・県中部においては、現在5歳児健診を依頼している診察医が、継続して市町村へ派遣することが難しい意向を示されている。

(課題と対応)

米子市および県中部の令和6年度の診察医確保については個別に調整を図ったが、令和7年度以降の目途が立っていない状況である。

また、乳幼児健診は市町村事業であることから、市町村の責任において診察医の確保を行う必要があるが、全県で健診医の高齢化等に伴い、市町村単独で医師を確保するための交渉を行うことが困難になってきていることから、県家庭支援課としては、早急に持続可能性を念頭に置いた新たな健診医確保体制の検討を開始し、段階的に体制

をシフトしていく必要があると考えている。

以上の説明を踏まえて、2月1日開催の「母子保健対策協議会・母子保健対策専門委員会」において議題に挙げて検討することについて合意を得た。

協議事項

1. 今後の鳥取県乳幼児健康診査マニュアル改正の方向性について

令和5年12月28日付で、子ども家庭庁成育局母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正があった。

「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針」(令和5年3月31日付子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知)において策定された「成育医療等基本方針に基づく評価指標」に基づき、下記のとおり乳幼児健診票の項目が変更された。

【主な変更点】

- ・『○：「健やか親子21（第2次）」の指標に基づく問診項目（毎年の母子保健課調査にて国に報告）○：「健やか親子21（第2次）」の指標に基づく問診項目（中間評価と最終評価の各前年度の母子保健課調査にて国に報告）』が、『○：成育医療等基本方針に基づく評価指標等に係る問診項目（毎年の母子保健課調査にて国に報告）』に変更された。このことについては、市町村には情報提供し、令和6年4月から対応を行うこととなった。

鳥取県乳幼児健康診査マニュアルの改訂については、今後、国の乳幼児健康診査身体診査マニュアルの改正の動きを見ながら、小委員会においても検討していく。

また、鳥取県乳幼児健康診査マニュアルの問診項目においては、国が示す乳幼児健診票の項目と記載を統一するかどうかを含めて、次回改定時検討する。